三　次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1)　船舶局（船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、船舶自動識別装置（通信操作を除く。）及びＶＨＦデータ交換装置（通信操作を除く。）に限る。）

［(2)　略］

四　次に掲げる無線局（特定無線局に該当するものを除く。）の無線設備の通信操作

(1)　陸上に開設した無線局（海岸局(2)に掲げるものを除く。）、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。）

(2)　海岸局（船舶自動識別装置及びＶＨＦデータ交換装置に限る。）

(3)　船舶局（船舶自動識別装置及びＶＨＦデータ交換装置に限る。）

［(4)～(7)　略］

［五～八　略］

**別表第五号**　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～九　略］

十　船舶局

［(1)・(2)　略］

(3)　特定船舶局であつてＦ二Ｂ電波又はＦ三Ｅ電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置、ＶＨＦデータ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの　五年

［(4)　略］

［十一～三十二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

**第二条**　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第二号第3**　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）(船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)<br>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。<br>［1　略］ | **別表第二号第3**　［同左］<br>［同左］<br>［1　同左］ |

三　［同上］

(1)　船舶局（船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置（通信操作を除く。）に限る。）

［(2)　同上］

四　［同上］

(1)　陸上に開設した無線局（海岸局、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。）

(2)　海岸局（船舶自動識別装置に限る。）

(3)　船舶局（船舶自動識別装置に限る。）

［(4)～(7)　同上］

［五～八　同上］

**別表第五号**　［同上］

［一～九　同上］

十　船舶局

［(1)・(2)　同上］

(3)　特定船舶局であつてＦ二Ｂ電波又はＦ三Ｅ電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの　五年

［(4)　同上］

［十一～三十二　同上］